

陳情第 1 1 8 号	受理年月日	平成 3 1 年 2 月 2 8 日
付託委員会	総務財政委員会	
件名	消費税増税中止を求める意見書の提出について	
要旨	<p>私たちの暮らしや地域経済は今、大変深刻な状況である。消費税の 8 % への増税によって戦後初めて 2 年連続で個人消費がマイナスになった。国民の間からは、増税と、年金カット、医療、介護など社会保障費の負担増、賃金低下、物価上昇の三重苦のもとで、これ以上節約するところがないと悲鳴が上がっている。更に、大規模な自然災害も相次いでいる。</p> <p>ところが政府は、2019年10月の消費税率10%への引き上げを、あくまで行うことを宣言した。税率10%への引き上げで5.6兆円の増税となり、軽減分を差し引いても4.6兆円＝1世帯当たり8万円の増税という試算も出ている。このような状況で消費税を引き上げれば、税率が5%から8%になったときの大不況が再来する。更に、2020年オリンピック・パラリンピック後の景気後退との連動による深刻化も懸念されている。</p> <p>加えて、税率引き上げと同時に実施を狙う軽減税率には、重大な問題がある。飲食料品と週2回以上発行の新聞代は税率8%に据え置かれるが、運送費や加工費、広告宣伝費など10%の分の値段は値上がりする。そして、2023年に導入されるインボイス(適格請求書)制度は、地域経済を担う中小業者にとって大きな負担となり、免税業者が商取引から排除されるという重大な問題がある。更に中小企業、小規模事業所の経営困難が相次ぐといわれ、それに伴う雇用の悪化も深刻な問題となる。</p> <p>そもそも消費税は、所得の少ない人ほど負担が重く、貧困と格差を拡大するという税制の大原則である応能負担を根本から破壊する欠陥を持つ悪税である。増税されるたびに消費税の滞納額がふえ、国税滞納額に占める消費税の割合が高くなっているのはその証拠である。</p> <p>日本国憲法は応能負担原則にのっとった税制の確立を要請している。</p> <p>消費税増税ではなく、税金の集め方、使い方を見直し、大企業や富裕層を優遇する不公平税制を正すべきである。タックスヘイブンなどの課</p>	

(続 く)

税逃れを許さず、法人税の累進課税化を進め、軍事費や不要不急の大型公共工事への歳出を減らし、暮らしや社会保障、地域経済振興優先に税金を使い、内需主導で家計を温める経済政策をとるべきである。そうすれば、社会保障制度の拡充も、財政再建の道も開かれる。

私たちは、住民の暮らし、地域経済、地方自治体に深刻な打撃を与える消費税増税を中止することを強く求める。

については、政府に対し、2019年10月の消費税率10%への引き上げ中止を求める別紙意見書を提出していただきたい。